

神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金  
補助事業実施の手引き  
(平成31年度)

— 目次 —

<u>I 事業の概要</u>	2
1 事業の目的	2
2 申請ができる事業	2
3 申請ができる者	2
4 事業実施の流れ	3
5 補助金の概要	4
6 予算額	5
<u>II 基本条件等</u>	6
1 申請できる事業	6
2 事業の要件	6
3 申請者の要件	8
<u>III 補助金の交付申請</u>	9
1 はじめに	9
2 提出が必要な書類	10
<u>IV 事業の実施</u>	13
1 事業着手	13
2 事業実施中の注意事項	13
<u>V 事業の完了報告</u>	15
1 事業の完了	15
2 提出が必要な書類	15
<u>VI 補助金の交付</u>	18
1 補助金の振込み	18
2 補助対象設備の管理	18
<u>VII 問合せ先・書類の提出先</u>	18
1 問合せ先	18
2 書類の提出先	18

# I 事業の概要

## 1 事業の目的

神奈川県では、「かながわスマートエネルギー計画」に基づき、再生可能エネルギー等の導入加速化に取り組んでおり、その取組の一環として、電気自動車やプラグインハイブリッド車（以下「EV等」という。）を蓄電池として活用促進することと、太陽光発電の自家消費拡大に向け、ビークル・トゥ・ホームシステム（以下「V2H」という。）の導入促進を図るため、住宅や事業所（以下「住宅等」という。）にEV等と太陽光発電システムと併せて新たにV2Hを導入する経費の一部を補助します。

## 2 申請ができる事業

県内の住宅等にEV等と太陽光発電システムと併せて新たにV2Hを導入する事業（以下「補助事業」という。）

以下の場合が該当します。

- (1) 県内に新築する住宅等にV2Hを設置する場合
- (2) 県内の既存の住宅等にV2Hを設置する場合
- (3) V2Hが設置された建売住宅を取得する場合

期間中にV2H・EV等・太陽光発電システムの3点がそろふ必要があり、新たに導入するV2Hの導入費用の一部を補助します。

※EV等・太陽光発電システムはすでに導入済みの場合も申請可能。EV等の導入に対しては新規導入の場合は補助率優遇。

<◎導入パターン例>

システム等	パターン1	パターン2	パターン3
V2H	○	○	●
EV/PHV	○	●	○/●
太陽光発電システム	○/●	○/●	○/●
V2Hへの補助率	1/3	1/4	対象外

○：新規導入 ●：導入済み

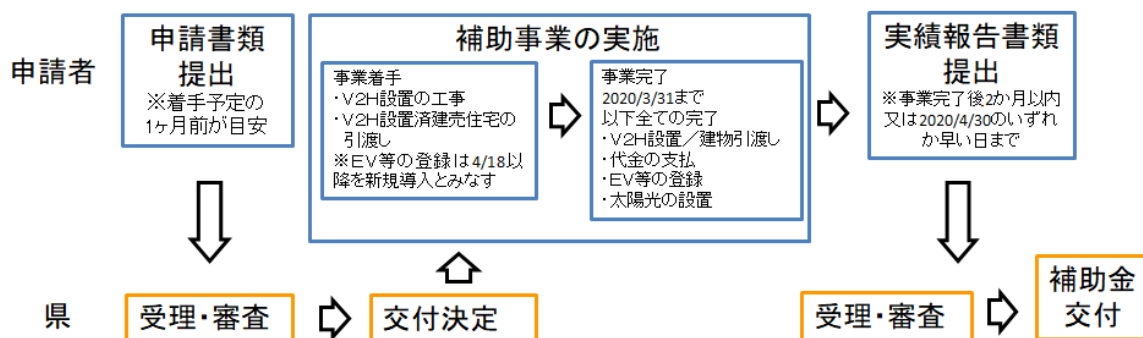
※V2H・EV等・太陽光発電システムには補助対象となるための条件があります（[P6「II 基本条件等」](#)参照）。

## 3 申請ができる者

補助事業を実施し、かつV2Hを所有する個人、法人※（V2Hが設置された建売住宅等を建売住宅供給者等から取得する場合は、当該取得者）

※国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人は除く

#### 4 事業実施の流れ



##### (1) 補助金の交付申請について

###### ① 受付期間等

受付期間は、次のとおりです。審査に1ヶ月ほどかかることがあります。**着手予定日の1ヶ月以上前に申請書を提出**してください。ただし、**受付期間に関わらず、予定件数を超える申請があった場合は、受付を締め切ることがあります。**受付状況は神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金のウェブサイト上でお知らせします。

受付期間：2019年4月18日（木）～2020年2月28日（金）

###### ② 申請書類の提出

補助金の交付を申請する方は、本手引き、交付要綱、申請要領をよく確認し、県に補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。（P9「Ⅲ補助金の交付申請」参照）提出いただいた申請書類等については審査等を行った上で補助金の交付可否について決定し、申請者に書面で通知します。

なお、交付決定通知書は実績報告の際に必要となりますので大切に保管してください。

##### (2) 補助事業の実施について

補助事業は、交付決定のあとに交付決定通知書記載の内容等に従って、事業を実施してください。（P13「Ⅳ事業の実施」参照）**補助金の交付決定通知書の日付よりも前に行った場合には、補助金の交付ができません。**

本事業における事業の着手とは以下のいずれかです。

###### <事業の着手に当たる行為>

- ① 新築住宅又は既存住宅にV2Hを設置する場合：V2Hの設置工事※
  - ② V2Hが設置された建売住宅を購入する場合：建売住宅等の引渡し
- ※V2Hを構成する機器の設置取付と一体不可分の工事を指します。
- 例：V2Hの設置基礎工事（アンカーボルトなど）、V2Hの据付工事・電気配線工事など

###### <事業の着手に当たらない行為>

- ① 契約、代金の支払、住宅の工事（申請受付開始日（4月18日）以前でも可）
- ② EV等の新規登録、納車、代金の支払い  
（申請受付開始日（4月18日）以降に登録をした場合は新規導入となり、補助率が1/3になります）
- ③ 太陽光発電システムの設置工事

※他の補助金では事業着手とみなされる場合があるので、併用時ご注意ください。

### (3) 事業の完了と実績報告書類の提出について

事業が完了(※1)した方は、期日(※2)までに、実績報告書類を県へ提出してください。提出いただいた実績報告書に基づき審査を行った上で、補助金を交付します。

(P15「V事業の完了報告」参照)

※1 事業の完了日とは、次に掲げる4項目が全て完了した日です。

事業の完了は2020年3月31日(火)まででなければなりません。

#### 《新築住宅又は既存住宅にV2Hを設置する場合》

- ① 新たに導入した「V2Hの設置」
- ② 新たに導入した「V2Hの代金の支払い」
- ③ EV等を新たに導入した場合は「EV等の登録」
- ④ 太陽光発電システムを新たに導入した場合は「太陽光発電システムの設置」

#### 《V2Hが設置された建売住宅を購入する場合》

- ① 新たに導入した「V2Hが設置された住宅等の引渡し」
- ② 新たに導入した「V2Hが設置された住宅等の代金の支払い」
- ③ EV等を新たに導入した場合は「EV等の登録」
- ④ 太陽光発電システムを新たに導入した場合は「太陽光発電システムの設置」

※2 事業が完了してから2箇月以内又は2020年4月30日(木)のいずれか早い日まで  
(必着)

## 5 補助金の概要

### (1) 補助対象期間

補助金交付決定日から2020年3月31日(火)まで

### (2) 同時に申請可能な県の補助金

県が実施する以下の補助金と同時に申請することが可能です。

- ① 神奈川県蓄電システム導入費補助金(以下「県蓄電池補助」)
- ② 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金(以下「県ZEH補助」)
- ③ 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金(以下「県自家消費補助」)
- ④ 神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金(以下「県省エネ改修補助」)

### (3) 補助対象経費

V2Hの導入にかかる設備費から消費税等を控除した額

※工事費は対象になりません

※県の資金を原資とする他の補助金の交付を受ける予定の設備は対象から除きます。

設備費：V2Hの購入費用

- ① V2H機器
- ② その他V2Hを構成するために必要不可欠の設備(接続ケーブルなど)

※ニチコン製トライブリッド蓄電システムの場合は、V2Hスタンドとトライブリッドパワコンが補助対象です。

太陽光発電システム専用のパワーコンディショナーは補助対象外です。

## <補助対象経費の考え方>

### 例1 V2H

V2H機器 1,700,000円

補助対象経費 1,700,000円

### 例2 V2H (ニチコン製トライブリッド蓄電システム)

V2Hスタンド 1,000,000円

パワーコンディショナー 1,100,000円

補助対象経費 2,100,000円

### 例3 V2Hと蓄電池を同時に導入する場合 (ニチコン製トライブリッド蓄電システム)

V2Hスタンド 1,000,000円

パワーコンディショナー 1,100,000円※

定置型蓄電池 2,000,000円 (対象外)

補助対象経費 2,100,000円

※県蓄電池補助にてパワーコンディショナーの補助を受ける場合はパワコン分は本補助金では対象外 (補助対象経費1,000,000円)

## (4) EV等の新規導入

V2HとともにEV等を新たに導入する場合は補助率が1/3になります。

※初度登録前のEV等を本補助金受付開始 (2019年4月18日) 後から2020年3月31日までに新規登録が完了していること。

## (5) 補助額

EV・PHVの導入	補助率	補助上限額
新たに導入する場合	補助対象経費の1/3	100万円
導入済みの場合	補助対象経費の1/4	100万円

(太陽光発電システムは新規か既設かで補助率に影響はありません)

※交付決定後に、補助額の減額が必要になった場合は、変更申請が必要となります。

交付決定後に、補助金額を増額する変更申請はできません。

## 6 予算額

1,000万円

## Ⅱ 基本条件等

### 1 申請できる事業

補助事業を実施する以下の場合が該当します。

- (1) 県内に新築する住宅等にV2Hを設置する場合
- (2) 県内の既存の住宅等にV2Hを設置する場合
- (3) V2Hが設置された建売住宅を取得する場合

期間中にV2H・EV等・太陽光発電システムの3点がそろふ必要があります。

### 2 事業の要件

次の要件すべてに適合する必要があります。

#### (1) V2H・EV等・太陽光発電システムの設備要件

それぞれ以下の要件を満たしていることが必要です。

##### <補助対象設備の要件>

##### ① V2H

- ア 未使用品であること
- イ 国が平成26年度以降に実施する充電インフラ整備促進に係る補助事業の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているもの又は一般社団法人CHAdeMO協議会の認証を受けているものであること。

##### ② EV等

- ア 初度登録前の車両であること。(新たに導入する場合)
- イ 車検証における燃料の種類が「電気」または「ガソリン・電気」と記載されているものであること。
- ウ V2Hを介した住宅等への給電機能及び住宅等からの充電機能を備えていること
- エ 車検証における使用の本拠の位置がV2Hの設置場所と同じであること。

##### ③ 太陽光発電システム

- ア 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電計画認定の基準を満たすもの  
(一般社団法人太陽光発電協会のJP-AC太陽光パネル型式登録リストに掲載されているもの又は補助事業完了日までに登録が完了するもの)
- イ 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業の採択計画において導入するもの

#### (2) 太陽光発電システムで発電された電力の利用

補助事業を実施する住宅等において、太陽光発電システムで発電された電力の全部又は一部を補助事業で導入するV2Hを利用しEV等に充電することが必要です

#### (3) EV等に充電した電力の利用

EV等に充電した電力を当該住宅等で消費できることが必要です。

##### <(2)(3)の確認>

配線図等で以下の内容を確認します。

- ① 太陽光発電システムからV2Hを通してEV等に充電する配線
- ② EV等から住宅等へ給電する配線(分電盤への配線等)

(4) 住宅等を所有していること（もしくは所有者の同意を得ていること）

申請者が住宅等の所有者であることが必要です。賃借、その他申請者が所有していない住宅等において補助事業を実施する場合は、その住宅等の所有者の同意を得ることが必要です。（P 9「Ⅲ補助金の交付申請」参照）

(5) 太陽光発電システムの出力要件

太陽光発電システムの出力(kW)「1.0kW以上」が要件となります。

※太陽光発電システムの出力とは、モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力の小さい方です。

(6) 導入パターン例

システム等	パターン1	パターン2	パターン3
V2H	○	○	●
EV/PHV	○	●	○/●
太陽光発電システム	○/●	○/●	○/●
V2Hへの補助率	1/3	1/4	対象外

○：新規導入 ●：導入済み

### 3 申請者の要件

#### (1) 申請ができる者

補助事業を実施し、かつV2Hを所有する個人、法人※（V2Hが設置された建売住宅等を建売住宅供給者等から取得する場合は、当該取得者）

※国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人は除く

#### (2) 補助金の受給

補助事業を実施する住宅等に補助事業者以外の共有者が存在する場合は、補助事業者が他の共有者の全員の同意を得て全員が補助事業者になるものとし、補助事業者のうちいずれか一者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとします。

例：共有者がいる住宅等に設備を導入する場合、共有名義で住宅等を新築する場合

#### (3) リース契約又は割賦により設置する場合

V2Hをリース※又は割賦により設置する場合は、リース事業者又は割賦事業者とリース又は割賦を受けるV2Hの利用者が共同申請を行っていただきます。

この場合に、リース事業者又は割賦事業者は、リース又は割賦を受けるV2Hの利用者から領収するリース料又は割賦料の算定にあたり元本相当額から補助金相当額を減額することが必要です。

※本事業においてリースとは、契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称を問わない）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいいます。ただし、契約期間が5年以上あるものに限りません。



### Ⅲ 補助金の交付申請

#### 1 はじめに

##### (1) 申請を行う期間

受付期間は、次のとおりです。審査に1ヶ月ほどかかることがあります。着手予定日の1ヶ月以上前に申請書を提出してください。

ただし、受付期間に関わらず、予定件数を超える申請があった場合は、受付を締め切ることがあります。受付状況は神奈川県E V活用自家消費システムのウェブサイト上でお知らせします。

受付期間：2019年4月18日（木）～2020年2月28日（金）

##### (2) 補助金交付申請から交付決定まで

交付要綱の規定にしたがい、県に補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。

※交付申請は、着手予定日の1ヶ月前には県に提出するよう、余裕を持ったスケジュール設定に努めてください。

提出いただいた申請書類等については、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づき申請者及びV 2 Hの共有者等が暴力団又は暴力団員でないことを確認し、補助金交付要綱等に基づく審査を行った上で補助金の交付の可否について決定し、通知します。

なお、交付決定通知書は実績報告の際に必要となりますので大切に保管してください。

##### (3) 利益排除

自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等にかかる経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

## 2 提出が必要な書類

提出する書類は以下のとおりです。必要書類を確認の上、提出してください。

※提出先、部数はP18「[Ⅶ 問合せ先・書類の提出先](#)」参照

### (1) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金交付申請書(第1号様式)

⇒所定の様式に必要な事項を記載してください。(資料P2 [記載例1](#)参照)

### (2) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金事業計画書(第1号様式別紙1)

⇒所定の様式に必要な事項を記載してください。(資料P4 [記載例2](#)参照)

### (3) 契約書類

⇒原則として補助事業に係る契約書(写し)を添付してください。

ただし、住宅等の新築や建売住宅の契約とV2Hに係る契約が別々の場合は、両方を提出してください。

※注文書と注文請書、購入申込書などでも可とします。

契約が未締結の場合は見積書(写し)を添付してください。

V2Hに係る経費を確認できるものであれば(3)は不要となります。

### (4) 契約書類の内訳書

⇒契約書類にV2Hに係る経費の額が明記されていない場合はV2Hに係る経費の額を証する書類を添付してください。

※契約書の内訳書、明細書などがこれにあたります。適当な書類がない場合は、所定の参考様式に必要な事項を記載してください。(資料P22 [記載例15](#)参照)

### (5) 仕様書等

⇒補助要件を満たすことを確認できる書類を添付してください。

以下について確認できる図面、カタログ、仕様書などが該当します。

- |  |
|--|
| ① V2Hの型式(パッケージ型番)                      |
| ② その他V2H設備を構成するため機器の型式                 |
| ③ 単線結線図(太陽光、V2H、EV等、分電盤の接続関係が確認できる配線図) |

⇒EV等、太陽光発電システムについては以下の資料を添付してください。

EV等	新規導入の場合	注文書の写し
	導入済みの場合	車検証の写し
太陽光発電システム	新規導入の場合	太陽光発電システムとパワーコンディショナーの契約書の写し等※
	導入済みの場合	発電事業計画認定通知書等の写し パワーコンディショナーの写真等※

※導入する太陽光発電システム(パワコン含む)のメーカー名や型式がわかるもの

(6) 補助事業者情報の確認書類

⇒補助事業者の区分に応じ、原則として以下の書類を添付してください。

- |  |
|--|
| <p>① 個人の場合：全ての補助事業者の住民票※（申請者、委任者（建物の共有者））<br/>（注意）個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。</p> <p>② 法人の場合：全ての補助事業者（リースの場合はリース事業者）の定款(写し)<br/>：商業登記簿現在事項全部証明書※又は履歴事項全部証明書※<br/>（申請者、委任者（建物所有者））<br/>（注意）申請者が法人であっても、リースの使用者が個人の場合は、使用者の住民票も提出してください。（(9)参照）<br/>※発行日から3箇月以内のもの。写しは不可とします。</p> |
|--|

※県蓄電池補助、県ZEH補助、県自家消費補助、県省エネ改修補助を同日に申請し、同様の書類を提出する場合は省略が可能です。また、同一の補助事業者が同一年度内に複数の申請を行う場合、2件目以降は写しでも可とします。ただし、発行日から3ヶ月以上経過している場合は最新の書類を提出願います。

(7) 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2） ※個人は不要

⇒補助事業者が法人の場合は、所定の様式に記載して添付してください。

リースの使用者、委任者が法人の場合もそれぞれ提出が必要です。

※神奈川県警察に照会する事項なので、必ず指定様式に記載してください。

（資料P7 [記載例3](#)参照）

(8) 建物の登記関係書類

⇒設置した住宅等の所在地、所有権を確認できる書類として以下を添付してください。

<p>既存の住宅等に設置する場合：建築確認済証または登記事項証明書 （新築住宅等の建築又は建売住宅等の取得を行う場合は不要）</p>
--

※登記事項証明書は必ず原本を提出してください（住宅の現在事項証明書で可。土地については不要）。県蓄電池補助、県省エネ改修補助を同日に申請する場合は省略可。

(9) 所有者の同意書（第1号様式別紙3）

⇒補助事業者が、賃借等している住宅等において補助事業を実施する場合は、当該住宅等の所有者の同意書を添付してください。（資料P8 [記載例4](#)参照）

※添付が必要かは [P12<同意書と委任状等が必要な場合一覧>](#)参照

(10) リース関係書類（第1号様式別紙4など）

⇒リース等によって補助事業を実施する場合は、原則として以下の書類を添付してください。

- |  |
|--|
| ① 共同申請同意書（資料P9 <b>記載例5</b> 参照）   |
| ② 設備のリース又は割賦に係る契約書（写し）（見積書（写し）等）   |
| ③ リース料又は割賦料計算書及びリース料又は割賦料の算定にあたり元本相当額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類                                       |
| ④ リース又は割賦で設置する設備の使用者の情報を確認できる書類  |
| ア 個人の場合：使用者の住民票※<br>（注意）個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。   |
| イ 法人の場合：使用者の定款（写し）<br>：商業登記簿現在事項全部証明書※又は履歴事項全部証明書※、<br>役員等指名一覧表（第1号様式別紙2）<br>※発行日から3箇月以内のもの。写しは不可とします。 |

(11) 委任状（第1号様式別紙5）

⇒補助事業者が複数の者の場合（リース又は割賦の場合を除く。）は、補助事業者を代表して申請手続きを行うとともに補助金の交付を受ける者への申請手続きに係る委任状を提出してください。（資料P10 **記載例6**参照）

※添付が必要かどうかは下記＜同意書と委任状等が必要な場合一覧＞参照

＜同意書と委任状等が必要な場合一覧＞

申請者のみが住宅等の所有者ではない場合で(8)(10)の提出が必要となる場合は次のとおりです。（Aが申請者）

住宅等の所有者	V2Hの所有者(契約者)	該当ケース	必要書類
ⒶとB	Ⓐ	(11)	・委任状（BからA）
ⒶとB	ⒶとB	(11)	・委任状（BからA）
B	Ⓐ	(9)	・同意書（BからA）

(12) その他知事が必要と認める書類

⇒必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

## IV 事業の実施

### 1 事業着手

事業の着手は、必ず交付決定の日以降に行ってください。交付決定通知書の日付よりも前に行った場合には、補助金の交付ができません。

#### <事業の着手に当たる行為>

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 新築住宅又は既存住宅にV2Hを設置する場合：V2Hの設置工事※</li><li>② V2Hが設置された建売住宅を購入する場合：建売住宅等の引渡し</li></ul> <p>※V2Hを構成する機器の設置取付と一体不可分の工事を指します。</p> <p>例：V2Hの設置基礎工事(アンカーボルトなど)、V2Hの据付工事・電気配線工事など</p> |
|--|

#### <事業の着手に当たらない行為>

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 契約、代金の支払、住宅の工事（申請受付開始日(4月18日)以前でも可)</li><li>② EV等の新規登録、納車、代金の支払い<br/>(申請受付開始日(4月18日)以降に登録をした場合は新規導入とみなし、補助率が1/3になります)</li><li>③ 太陽光発電システムの設置工事</li></ul> |
|--|

※他の補助金では事業着手とみなされる場合があるので、併用時ご注意ください。

### 2 事業実施中の注意事項

#### (1) 実施に当たっての注意

交付決定通知書を受けた方は、交付決定通知書記載の補助の内容及び条件に従い、事業を実施してください。主な内容は以下のとおりです。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の増額はできません。</li><li>② 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。</li><li>③ 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。</li><li>④ 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。<ul style="list-style-type: none"><li>ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき</li><li>イ 補助金を他の用途に使用したとき。その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に反したとき、又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき</li><li>ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき</li></ul></li><li>⑤ その他、規則及び交付要綱の定めるところに従わなければなりません。</li></ul> |
|---|

#### (2) 実施状況の確認

補助金の交付決定後に、状況確認をするため、現地調査等を行う場合があります。

#### (3) 変更、中止・廃止事由の発生

補助事業の内容を変更しようとする場合、取りやめる場合は、速やかに(4)(5)の手続きをとってください。

(4) 計画変更時(第4号様式)

変更承認を申請する際は、以下の書類を提出してください。

- ① 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金変更承認申請書  
(資料P11 記載例7参照)
- ② 変更承認共同申請同意書(資料P12 記載例8参照) ※リースの場合
- ③ 変更箇所に係る確認書類※及び事業計画書  
※金額の変更：契約書又は見積書／機種の変更：仕様書等

(5) 中止・廃止時(第8号様式)

中止・廃止承認を申請する際は、以下の書類を提出してください。

- ① 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金中止・廃止承認申請書  
(資料P13 記載例9参照)
- ② 中止・廃止承認共同申請同意書(資料P14 記載例10参照) ※リースの場合

## V 事業の完了報告

### 1 事業の完了

#### (1) 事業の完了とは

事業の完了日は、次に掲げる4項目が全て完了した日です。

事業の完了は2020年3月31日(火)まででなければなりません。

#### 《新築住宅又は既存住宅にV2Hを設置する場合》

- ① 新たに導入した「V2Hの設置」
- ② 新たに導入した「V2Hの代金の支払い」
- ③ EV等を新たに導入した場合は「EV等の登録」
- ④ 太陽光発電システムを新たに導入した場合は「太陽光発電システムの設置」

#### 《V2Hが設置された建売住宅を購入する場合》

- ① 新たに導入した「V2Hが設置された住宅等の引渡し」
- ② 新たに導入した「V2Hが設置された住宅等の代金の支払い」
- ③ EV等を新たに導入した場合は「EV等の登録」
- ④ 太陽光発電システムを新たに導入した場合は「太陽光発電システムの設置」

#### (2) 書類提出の注意点

事業が完了してから2箇月以内又は2020年4月30日(木)のいずれか早い日までに実績報告書類(「2 提出が必要な書類」参照)を県へ提出してください。(必着)

2020年3月31日(火)までに実績報告書類を提出できない場合は、**実施状況報告書**(資料P15 記載例11参照)を提出してください。(必着)

<事業完了時期・必要書類・提出期限> ※日付はいずれも2020年

完了日	必要書類	提出期限
① 1月31日まで	実績報告書(第12号様式)	完了日から2箇月以内
② 2月1日から2月29日の間	状況報告書(第11号様式)	3月31日(火)※
	実績報告書(第12号様式)	完了から2箇月以内
③ 3月1日から3月31日の間	状況報告書(第11号様式)	3月31日(火)※
	実績報告書(第12号様式)	4月30日(木)

提出いただいた実績報告書に基づき審査を行った上で、補助金を交付します。

※提出先、部数は P18「VII 問合せ先・書類の提出先」 参照

### 2 提出が必要な書類

提出する書類は以下のとおりです。必要書類を確認の上、提出してください。

#### (1) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金実績報告書(第12号様式)

⇒所定の様式に必要な事項を記載してください。(資料P16 記載例12参照)

なお、住所の欄は「報告時に住民票のある住所」を記載してください。転居後の住所から実績報告を行う場合は、転居後の住民票も添付してください。

#### (2) 事業結果報告書(第12号様式別紙1)

⇒所定の様式に必要な事項を記載してください。(資料P18 記載例13参照)

#### (3) 振込口座情報確認書類

⇒以下の事項を確認できる通帳等の写しを提出してください。(申請者名義の口座に限る。)

(ネットバンク等の場合は、以下の事項を確認できる画面等の写しで可)

- |                       |
|-----------------------|
| ① 補助金振込先の口座名義人 (フリガナ) |
| ② 金融機関名及び店名           |
| ③ 預金の種類               |
| ④ 口座番号                |

※県蓄電池補助、県ZEH補助、県自家消費補助、県省エネ改修補助を同日に申請し、同様の書類を提出する場合は省略が可能です。

#### (4) 契約書類

⇒申請書の提出の際に、補助事業に係る契約書 (写し) 及びV2Hのリース又は割賦に係る契約書 (写し) を提出できなかった場合は、添付してください。

注文書と注文請書、購入申込書などでも可とします。

※V2Hに係る経費を確認できるものであれば(4)は不要となります。

#### (5) 契約書類の内訳書

⇒契約書類にV2Hに係る経費の額が明記されていない場合は、V2Hに係る経費の額を証する書類を添付してください。

※契約書の内訳書、明細書などがこれにあたります。適当な書類がない場合は、所定の参考様式に必要事項を記載してください。(資料P22 [記載例15](#)参照)

#### (6) 支出を証する書類

⇒領収書や支払確認書類など、補助事業に係る支出を証する書類の写しを提出してください。

※V2Hに係る経費を確認できるものであれば(6)は不要となります。

#### (7) 支出を証する書類の内訳書

⇒支出を証する書類にV2Hに係る経費の額が明記されていない場合は、V2Hに係る経費の額を証する書類を添付してください。

※領収書の内訳書、明細書などがこれにあたります。適当な書類がない場合は、所定の参考様式に必要事項を記載してください。(資料P22 [記載例15](#)参照)

#### (8) V2H設置完了証明書 (第12号様式別紙2)

⇒所定の様式に必要事項を記載してください。(資料P21 [記載例14](#)参照)

#### (9) 出荷証明書・保証書

⇒V2Hの出荷証明書又は保証書の写しを添付してください。

<出荷証明書・保証書で確認すること>

- |                            |
|----------------------------|
| ① V2Hの型式、製造番号              |
| ② その他V2Hを構成するための機器の型式、製造番号 |

#### (10) 完成写真

⇒EV活用自家消費システム完成写真を添付してください。事業計画どおりに設備が設置されていることを確認します。



**<完成写真として求める写真>**

- |  |
|--|
| ① EV活用自家消費システム全体の写真<br>(V2H、EV等、太陽光発電システムの写真)                            |
| ② V2Hの型式、製造番号が確認できる写真  |
| ③ その他V2Hを構成するための機器の写真  |
| ④ 導入した設備が稼働可能なことが確認できる写真<br>※表示装置などで稼働状況を表示している画面などを撮影してください(試運転時の写真も可)。 |

**(11) 建物の登記関係書類**

⇒設置した住宅等の所在地、所有権を確認できる書類として以下を添付してください。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ① 新築住宅等の引渡しを受けた場合：登記事項証明書又は検査済証（写し） |
| ② 既存の住宅等に設置する場合：申請時に提出している場合は不要     |
| ③ 建売住宅等を取得した場合：登記事項証明書              |

※県蓄電池補助、県ZEH補助の実績報告を同日に提出する場合は省略が可能です。登記事項証明書は、住宅の現在事項証明書で可。写し、インターネット等からの出力は不可

**(12) 引渡し証明**

⇒V2Hが設置された建売住宅を購入する場合は、住宅等の引渡しの期日を証する書類を添付してください。様式は問いません。

※県蓄電池補助を同日に申請する場合は省略が可能です。

**(13) EV等や太陽光発電システムを新規で導入した場合、それらの導入を証明する書類**

EV等	車検証の写し
太陽光発電システム	発電事業計画認定通知書等の写し 保証書の写し

※EV等の登録日、太陽光発電システムの設置完了日を確認します。

**(14) その他知事が必要と認める書類**

⇒必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

例①：住所が変更となった場合

⇒転居先の住民票を添付してください。

例②：建物の所有者、設備の所有者が申請時から変更となった場合

⇒状況に応じて委任状と補助事業者情報の確認書類(住民票など)を添付してください。[\(P12<同意書と委任状等が必要な場合一覧>参照\)](#)

## Ⅵ 補助金の交付

### 1 補助金の振込み

実績報告書類の内容審査が完了した後、指定の口座に振り込みます。  
交付決定時と金額が異なる場合は、その旨の通知を行います。  
交付決定時から金額に変更がない場合は特段の通知は行いません。

### 2 補助対象設備の管理

補助金の交付を受けた方は、以下の点に留意してください。

- ① 補助事業により設置した設備については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合（以下「処分」といいます。）には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

設備の種類	期間
V 2 H	5年

- ② 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人又は管理組合を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
- ③ 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。
- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき
  - (2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき

## Ⅶ 問合せ先・書類の提出先

### 1 問合せ先

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階  
電話 045-210-4133（直通）

「神奈川県E V活用自家消費システム導入費補助金について」ホームページ

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/v2h.htm>

### 2 書類の提出先

各種書類を提出する場合は、1部、以下の宛先に郵送してください。

(県から問合せがあったときのために必ず写しを手元に保管してください。)

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県 産業労働局 産業部 エネルギー課

次世代自動車グループ